

【報告（3）】

地域公共交通計画変更について (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

1 制度の概要

地域内フィーダー系統とは、自治体内を走行し地域間幹線系統と接続している路線である。この地域内フィーダー系統に対する国の支援制度として、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金がある。この制度では、幹線系統を補完する赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対して、その一部が補助される。

この制度の活用のためには、市で策定した地域公共交通計画において、補助対象となる系統について記載されている必要がある。また、地域公共交通計画の本体に位置付けている事項以外については、計画の「別紙」をこれまでの生活交通確保維持改善計画に変えて、毎年度提出する必要がある。

2 計画変更の経緯

令和8年12月25日の本協議会の第4号議案において、リハビリテーション病院前停留所の移設について承認された。その後、新潟運輸支局から、地域内フィーダー系統に影響するため事前に地域公共交通計画の変更届出書を提出し本協議会で報告する必要がある旨指導があった。

なお、地域公共交通確保維持改善事業実施要領より、地域公共交通計画の軽微な変更については、活性化協議会での報告が必要と記載されている。

3 変更理由

市街地循環バスにおける「リハビリテーション病院前」停留所を移設することに伴い、走行距離に変更が生じるため。

4 変更内容

対象路線の系統キロ程を+0.7kmとした。

その他、路線図やダイヤ改正に伴う時刻表の変更等を行った。

5 変更対象系統

市街地循環バス（中央ルート）：4系統（申請番号(2)、(4)、(5)、(6)）

市街地循環バス（東西ルート）：2系統（申請番号(16)、(17)）

川東コミュニティバス：対象なし

6 変更日

令和8年4月1日から